

寄稿

新型コロナ特措法と緊急事態宣言の問題点

山田 健太（専修大学教授、言論法）

はじめに

政府の頼りなさを「おかげ」で、私たちは自分なりの解を見つけ出し、結果としては政府が求めていた「感染者数を抑え、医療崩壊を食い止める」という政策目標を、6月初旬時点で達成した形だ。その要因がファクターXなのかどうか知る由もないが、少なくとも自発的な外出抑制（企業のテレワーク移行などによる協力）が功を奏したことは間違いないだろう。これまたその正当性を確認する術（すべ）をもたないが、政府が掲げた8割抑制目標を少なくとも法的な強制力を伴わず、「自粛」だけによって成し遂げたことは間違いない事実ではないか。

にもかかわらず、社会は違った方向に進みかねない状況が続いている。それは、より強力な法的拘束力（すなわち刑事罰を伴う違反者の制裁といった強制力）を求める声が続いていることだ。たとえば、営業もしくは行動自粛要請に従わない者に対しては罰則を設けるべきとの求めが、首長からも一般市民からも初期段階から一貫してなされている。また、感染可能性がある者（濃厚接触者）を社会的隔離すべきという声もやまない。

さらには、プライバシーを時限的部分的に制限し、社会の中で感染者を特定したり、濃厚接触者を炙り出したりすることについても、極めて好意的だ。感染追跡アプリと称される、感染者との接触可能性を感知し通知したり、行動履歴を登録して感染者が出た場合に接触者の特定するためのアプリの実装が始まろうとしている。ちょうど監視カメラによって社会の安心安全が保たれるなら、肖像権やプライバシーの切り売りを容認すべきという議論ともオーバーラップしている。

こうした傾向は、コロナ後の日本社会を大きく変える可能性があり、それが市民社会にとって相応しいものかどうかは、一度立ち止まって吟味する必要があるだろう。なぜなら、ここで手放すことになるものは、私たちが大切にしてきた個人の人権にほかならず、こうしていったん失った自由や権利をもう一度元に戻すことは至難の業だからだ。

らだ。懸念される問題点を挙げておこう。

緊急事態宣言の副作用の危険

第1は、副作用の危険だ。緊急事態宣言下の自由や権利の制限は、一時的なものであるはずが、それに慣れてしまうと「原則と例外の逆転」が起きて、規制された状態に慣れてしまうおそれがある。そうした慣れは、平時においても多少の規制は構わないという意識を生みがちだし、規制の導入に対しての閾値が下がってしまい、ちょっとしたことですぐ制限がかかってしまう社会になる可能性がある。

そもそも、表現の自由は弱いところから浸蝕される性格を有する。それは一般には、猥褻・暴力表現や広告表現などであったり、ビラ・立て看板やデモ・集会といった表現手法であったり、多少規制されても多くの人にとっては関係がなく気にしない表現行為であることが多い。こうした周縁の表現は規制されやすいし、しかもその制限はグレーゾーンであるだけに、規制する主体である公権力の恣意性が働きやすい特性も有する。

確かに厳しく行動を規制すれば、リスクは低減するかもしれない。あるいはプライバシーを制約してでも、感染者や濃厚接触者を特定していけば、感染の蔓延を抑制できるだろう。未知の病を前にして恐怖心が高まれば高まるほど、こうしたゼロリスクを求める声が強まるのは自然だ。しかし、それによって失われる大きさを決して忘れてはならない。私たちが守らなければならないのは、もちろん個人個人の命であるが、同時に民主主義社会も絶対に守らなければならないものだからだ。命と自由や権利をトレードオフ（交換）してはならないことを改めて確認したい。

前のめりと従順さの危険

第2は、前のめりと従順さの危険だ。どうしても社会は、全体で立ち向かうべき敵対者が現れると、政府（中央も地方も）により強いリーダーシップを求め、それに従うことを求めがちだ。あるいは大きな声により説得力を感じがちでもある。と

りわけ社会全体に不安感が蔓延するほどに、その傾向は強まりかねない。このことは、公権力の強力な権力行使を期待することとほぼ同義である。しかもより運用の幅を広げ、無制約な権限行使を求める声になびきがちでもある。

これまでの日本は公権力の謙抑的な行使が特徴的な国であった。それは、戦前・戦中の特高警察に代表されるような、人権蹂躞の公権力行使を深く反省した、いわば社会的な合意であった。法的には可能であっても、あえてやらないことを善とし、その「イイ加減さ」こそが曖昧な法構成の中でうまく機能してきたといえるだろう。

その曖昧さを逆手に取って、何でもできると解釈したり、できないことの責任を回避することが、ここ何年か続いてきた。そして今回はその悪い面ばかりが目立っているともいえるだろう。その挙句、曖昧さをなくしてガンガン取り締まるためには刑事罰を導入しようという話になっているわけだ。それはまた、強い政府に無自覚に従うという状況をも生みがちだ。

こうした状況に陥る最大要因は、情報の不足による不安感だ。そしてこの情報不足はひとえに、公的機関の政策決定過程の不透明性と手続きの公正さの欠如に起因する。政策決定の中核である専門家会議の議事録は作成しないことを公言し、権限集中によってより説明責任義務が高まっている首相は、抽象的な言葉しか発せず、科学的根拠をほぼ何も示さないまま4カ月が経とうとしている。しかもこのことについて、一片の反省もない。むしろ、国難という言葉によって議論の封じ込めすら行っているのが今日までの現状といえるだろう。

取材・報道の自由の侵害の危険

第3は、取材・報道の自由に対する侵害危険性だ。コロナ特措法下の緊急事態宣言発令後は、報道機関が「指定公共機関」の1つとして、政府の指示下に置かれることが法で定められている。これは相当に危険な法構造だ。もちろん、これはコロナ特措法だけに設けられている仕組みではなく、現時点で10の法律に指定公共機関の定めがある（ほかにも自衛隊法などに関連した規定が存在）。これらの法律を大括りすると、中心的な法律は次の4つである。人災としての戦争と原発事故に対応するための、国民保護法（2004）と原子力災害特



措法（1999）、自然災害である地震・台風とパンデミックに対応するための災害対策基本法（1951）と新型インフル特措法（2012）だ。

そして偶然だが、2020年春には緊急事態宣言が、人災対応の原災法と、自然災害対応のコロナ特措法のそれぞれから発令されていたということになる（福島原発事故時に発せられた炉心溶融にともなう宣言が、いまなお解除されずに継続中である）。幸いにも、報道機関に対する要請や指示は、現時点で一度も出されていないものの、法規定上、いつでも制約を受ける法構造の中にあることを知っておく必要がある。

そして今回のコロナ禍においても、政府は公式Twitterで自身の見解と異なる報道を「誤報」として批判・反論したが、指定公共機関としての指示下においては、それは訂正や取消の対象になる可能性すらあるということになる。その意味で、間髪を入れない政府の反応（なぜかこういうことだけは素早い）に対し、それほど大きな批判が生まれず、どちらかといえば番組に対する行き過ぎを戒める声が出てしまうことに、現在のメディア状況を重ね合わせた場合、より一層の危機感が募る。

一呼吸おいて受け入れる姿勢の持続を

せめて私たち一人ひとりが、少しでも冷静に、専門家の意見も含めて一呼吸おいてじっくり受け入れる姿勢を持ち続けていくことに心がけたい。もちろん、政府が説明責任を果たし透明性を実現すること、メディアが行政広報機関でなく言論報道機関としての働きをしてくれることを願うばかりだ。